

## 居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算の取扱い」について

### 1 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

	判定期間	市への提出期日 (※)	減算適用期間
前期	3月1日～ 8月末日	9月1日～ 9月15日	10月1日～ 3月31日
後期	9月1日～ 2月末日	3月1日～ 3月15日	4月1日～ 9月30日

※ 判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に提出が必要です。

なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければいけません。

### 2 正当な理由の範囲

判定した割合が80%を超えるに至ったことについて、正当な理由がある場合においては、当該理由を市に提出が必要です。なお、市が当該理由を不相当と判断した場合は減算を適用するものとして取扱います。

#### ◆ 正当な理由（例）

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
  - ・ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
  - ・ 当該サービスを位置づけた居宅サービス計画件数が1件であるような場合、紹介率最高法人の割合は100%となる。

上記のように、当該サービスを位置づけた居宅サービス計画件数が少数である場合には、居宅サービス計画の総数が20件以上の事業所であっても減算しないものとする。なお、「少数である」とは平均件数が10件までをいうものとする。
- (3) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合で次のいずれかに該当している場合
  - ・ 福祉用具貸与：当該事業所の貸与価格が他の事業所と比較して、客観的に安価であると認められる場合。